

令和3年8月6日（金）

第1回臨時教育委員会会議録

我孫子市教育委員会

1. 招集日時 令和3年8月6日(金) 午前9時30分
2. 招集場所 教育委員会 大会議室
3. 出席委員 教育長 丸 智彦 委員 足立 俊弘
委員 蒲田 知子 委員 村松 弘康
4. 欠席委員 委員 長谷川浩子
5. 出席事務局職員
生涯学習部次長兼公民館長兼生涯学習センター長兼生涯学習課長 菊地 統
総務課長 森田 康宏
文化・スポーツ課長兼白樺文学館長兼杉村楚人冠記念館長 辻 史郎
6. 欠席事務局職員 な し

午前9時30分開会

○丸教育長 ただいまから令和3年第1回臨時教育委員会を開会いたします。

会議録署名委員指名

○丸教育長 日程第1、我孫子市教育委員会会議規則第31条の規定により、会議録署名委員を指名します。蒲田委員にお願いします。

議案第1号

○丸教育長 日程第2、議案の審査を行います。

議案第1号、我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、事務局から説明をお願いします。

○辻文化・スポーツ課長 我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明します。

提案理由は、大規模改修工事を実施した我孫子市民体育館のメインアリーナ及びサブアリーナについて、受益者負担の適正化のため、使用料を改定するとともに、条文を整備するため、提案するものです。

令和2年度の消費税率の引き上げを踏まえた「受益者負担のあり方に関する基本方針」に基づき、体育施設について使用料の改定を実施しましたが、メインアリーナ及びサブアリーナについては、台風被害の影響などによる改修工事が予定されていたため、料金改定の見送りをしていました。令和3年2月に市民体育館大規模改修工事が完了したことに伴い使用料の改定を行います。

また、4ページ、「サブアリーナは、メインアリーナと同時に使用する場合に限り、専用使用することができる。」という条文を削除し、サブアリーナの専用利用を可能とし、より利用しやすくするため削除しています。

6月16日から7月15日までパブリックコメントを実施し、意見が3件ありました。うち1件は今回の件に該当しない市民体育館の施設についての意見でした。他2件は、「使用料をもっと大幅に上げるべきである」、「昨今の状況を踏まえて、使用料を据え置くべき」という意見がありました。こちらについては、緩和措置として大幅に上げることはしていないという旨の回答をしています。以上です。

○丸教育長 以上で説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いいたします

○村松委員 弓道場の使用料の値上げをしていないのは市民体育館の工事に伴う使用料の改定のためですか。

○辻文化・スポーツ課長 今回の使用料の改定は、メインアリーナの床とサブアリーナの屋根工事の完了に伴い、係る部分の値上げのため、弓道場の値上げはしていません。

○丸教育長 ほかに質疑はありますか。

それでは、ないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○丸教育長 これより採決いたします。

議案第1号、我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○丸教育長 挙手全員と認めます。よって議案第1号は可決されました。

○丸教育長 以上で令和3年第1回臨時教育委員会を終了します。お疲れ様でした。

午前9時35分閉会